

令和 8 年 4 月 1 日

「第 1 号通所事業（通所型サービス A）」

利 用 契 約 書

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

四條畷荘デイサービスセンターほほえみ

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総則	2
第 1 条 契約の目的	2
第 2 条 契約期間	2
第 3 条 通所型サービス A サービス計画の決定・変更	3
第 4 条 第 1 号事業支給費の対象サービス	4
第 5 条 第 1 号事業支給費の対象外のサービス	4
第二章 サービスの利用と料金の支払い	4
第 6 条 サービス利用料金の支払い	4
第 7 条 利用の中止、変更、追加	5
第 8 条 利用料金の変更	6
第三章 事業者の義務	6
第 9 条 事業者及びサービス従事者の義務	7
第 10 条 守秘義務等	7
第四章 契約者の義務	7
第 11 条 契約者の施設利用上の注意義務等	7
第五章 損害賠償（事業者の義務違反）	8
第 12 条 損害賠償責任	8
第 13 条 損害賠償がなされない場合	8
第 14 条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能	9
第六章 契約の終了	9
第 15 条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助	9
第 16 条 契約者からの中途解約	10
第 17 条 契約者からの契約解除	10
第 18 条 事業者からの契約解除	11
第 19 条 精算	11
第七章 その他	12
第 20 条 苦情処理	12
第 21 条 高齢者虐待	12
第 22 条 事故発生時の対応	12
第 23 条 合意裁判管轄	13
第 24 条 協議事項	13

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団（以下「事業者」という。）は、契約者が四條畷荘デイサービスセンター「ほほえみ」（以下「事業所」）において、事業者から提供される第 1 号通所事業（通所型サービス A）（以下「通所型サービス A」という）通所他サービス A を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第 1 条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者に自立支援に資する通所サービスを提供する事により、契約者の心身機能の維持回復を図りもって契約者の生活機能の維持又は向上を目指し支援することを目的として、契約者に対し第 4 条及び第 5 条に定める通所型サービス A を提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する通所型サービス A の内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所型サービス A サービス計画」という。）は、別紙『通所型サービス A サービス計画』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定並びに事業対象者の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（通所型サービス A サービス計画の決定・変更）

第 3 条 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所型サービス A サービス計画を作成するものとします。

2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の通所型サービス A サービス計画に定めます。ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

3 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合でも、通所型サービス A サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、介護予防ケアマネジメント事業者等を紹介する等介護予防サービス・支援計画作成のために必要な支援を行うものとします。

4 事業者は、通所型サービス A サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

5 事業者は、契約者に係る介護予防サービス・支援計画が変更された場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、通所型サービス A サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所型サービス A サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所型サービス A サービス計画を変更するものとします。

6 事業者は、通所型サービス A サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（第 1 号事業支給費の対象サービス）

第 4 条 事業者は、第 1 号事業支給費の対象サービスとして、事業所において、契約者に対して入浴、食事その他日常生活上の支援及び運動やアクティビティ（介護予防）等を提供するものとします。

（第 1 号事業支給費の対象外のサービス）

第 5 条 事業者は契約者との合意に基づき、第 1 号事業支給費の対象外サービスとして、第 1 号事業支給費の支給限度額を超えて利用する通所型サービス A を提供するものとします。

2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に掲げるサービスを第 1 号事業支給費の対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前 2 項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は、第 1 項及び第 2 項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第 6 条 事業者は、契約者が支払うべき通所型サービス A に要した費用について、契約者が第 1 号事業支給費として、市町村から給付を受ける額（以下、支給費額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は要支援状態区分に応じて第 4 条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から支給費額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の 1 割または 2 割または 3 割）を事業者を支払うものとします。但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合若しくは事業対象者でない及び介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要支援認定後若しくは事業対象者として登録又は介護予防サービス・支援計画作成後、自己負担分を除く金額が第 1 号事業支給費から払い戻されます（償還払い）。）

3 契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基いたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

4 前項の他、契約者は、食事の提供にかかる費用とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。

5 サービス利用料金は 1 カ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 22 日までに支払うものとします。

(利用の中止、変更、追加)

第 7 条 契約者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出すものとします。

2 事業者は、第 1 項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第 8 条 第 4 項に定めるサービス利用料金について、第 1 号事業支給費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第 5 条第 2 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 カ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第 9 条 事業者及び従事者等は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携し、契約者又はその家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対するサービス提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第 10 条 事業者、従事者等又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の介護予防ケアマネジメント事業者や介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合やサービス担当者会議において個人情報を用いる際には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第 11 条 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状回復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第 12 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 13 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (一) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又

- は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (二) 契約者が、サービスの実施当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (三) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (四) 契約者が、事業者及びサービス従事者等の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 14 条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 15 条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (一) 契約者が死亡した場合
- (二) 要支援認定若しくは基本チェックリストにより契約者の心身の状況が要介護又は自立事業対象者非該当と判定された場合
- (三) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (四) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (五) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (六) 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第 16 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (一) 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
- (二) 契約者が入所した場合
- (三) 契約者に係る介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第 17 条 契約者は、事業者もしくは従事者等が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (一) 事業者もしくは従事者等が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (二) 事業者もしくは従事者等が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- (三) 事業者もしくは従事者等が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい

不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
(四) 他の利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第 18 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (一) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (二) 契約者による第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (三) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第 19 条 第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第 20 条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。苦情又は相談があったバイは、利用者の現状を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聴き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。苦情受付担当者は、把握した状況を苦情解決責任者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡帳調整を行うとともに、契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

(高齢者虐待防止について)

第 21 条 事業所は、人権の擁護、虐待防止等のために次の事項に定める措置を講じます。

- (一) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (二) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (三) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(事故発生時の対応)

第 22 条 当事業所が契約者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族、介護予防マネジメント事業者や市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が契約者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(合意裁判管轄)

第 23 条 この契約についてやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第 1 審管轄

裁判所とすることを契約者及び事業者は予め合意します。

(協議事項)

第 24 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

事業者住所	大阪府箕面市三丁目 5 番 5 0 号
事業者名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者氏名	理事長 行 松 英 明

事業所住所	四條畷市北出町 2 8 番 1 号
事業所名	四條畷デイサービスセンターほほえみ
責任者名	特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真 壁 卓 也



事業所住所	四條畷市北出町 2 8 番 1 号
事業所名	四條畷デイサービスセンターほほえみ
管理者名	浅 井 哲 也

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名

続柄

委任状

私儀、特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真壁 卓也 をもって代理人と定め、下表に掲げる事業所における、契約、介護報酬・利用料の請求及び受領その他これに付随する事務に関する一切の権限を委任します。

令和6年4月1日

所在地 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
法人名 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代表者 理事長 行 松 英 明



事業所名	事業所番号	事業の区分
四條畷荘デイサービスセンターほほえみ	2775700558	通所型サービス A(緩和) 通所介護 通所介護相当

使用印鑑

